

岐阜県牛胚性判別実施要領

(目的)

第一条 この要領は、岐阜県畜産研究所が実施する岐阜県内(以下「県内」という。)で採取された乳用牛胚(以下「牛胚」という。)の性判別に関する必要事項を定めるものとする。

(性判別技術の活用)

第二条 牛胚の性判別による雌雄産み分けを行うことで、県内乳用牛の改良効率化及び増殖推進に資するものとする。

(申請者)

第三条 牛胚の性判別を申請出来る者は、県内の農家、獣医師、家畜受精卵移植を行うことが出来る家畜人工授精師、市町村、農業協同組合及び(一社)岐阜県農畜産公社、その他岐阜県畜産研究所長(以下「所長」という。)が適当と認める団体若しくは個人とする。

(性判別の日程協議)

第四条 性判別を希望する者は、採胚日等について事前に畜産研究所酪農研究部と協議するものとする。

(性判別の申請)

第五条 申請者は様式第1号に必要事項を記入し、牛胚とともに畜産研究所酪農研究部に提出するものとする。

(性判別の実施)

第六条 畜産研究所は持ち込まれた牛胚を鑑別し、性判別が可能と判断したものについて判別を実施するものとする。

(性判別胚の凍結)

第七条 畜産研究所は申請者の希望により性判別した胚の凍結を実施する。凍結方法は原則、畜産研究所の方法による。

(結果の通知)

第八条 畜産研究所は性判別後の牛胚を判別結果を記載した様式第2号とともに申請者に引き渡すものとする。

(手数料の徴収)

第九条 所長は、岐阜県農林関係手数料徴収条例に基づき徴収するものとする。

(雑則)

第十条 本要領に定めるもののほか、牛胚性判別実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和2年3月27日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

(附則)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号

牛胚性判別申請書

年 月 日

岐阜県畜産研究所長 様

住 所
氏 名
T E L
F A X
携帯電話番号

下記牛胚の性判別を申請します。

記

採胚牛					
品 種		個体識別番号		生年月日	
名 号				産 次	

採胚状況					
交配種雄牛名号			交配年月日		
採 胚 年 月 日		採胚数 (うち正常胚数)	()		
性判別希望胚数		性判別胚の凍結希望	有 ・ 無		

